

『福岡県建設工事一般競争入札実施要領』に基づく入札公告及び入札説明書について」の一部改正について

平成19年 3月19日
18管9459号
管財課長通知

本庁各部各課（室）長
教育庁各課長
警察本部施設課長
人事委員会事務局任用課長
監査委員会事務局総務課長
地方労働委員会事務局調整課長
県議会事務局総務課長
各出先機関の長

入札参加資格をより明確にするため、『福岡県建設工事一般競争入札実施要領』に基づく入札公告及び入札説明書について」（平成8年3月6日7管第271号管財課長通知）の一部を新旧対照表〔略〕の通り改正し、平成19年4月1日から施行することとなりましたので、通知します。

なお、改正に伴い、別添資料の通り確認作業を行うよう取扱いを定めましたので、適正な事務処理をお願いします。

設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある業者でないことの審査方法

これまで、一般競争入札による建設工事の発注の際、入札参加資格として設計業務等の受託者と資本人事面で関連がないことを求め、その旨当該工事の入札公告や入札説明書において明記してきたところであるが、実際はこれを証明する実質的な確認作業は行われていなかった。

そのため、今後次のような確認作業を経ることにより、この入札参加資格条件に抵触する業者でないことを確認した上で入札を実施されるよう留意されたい。

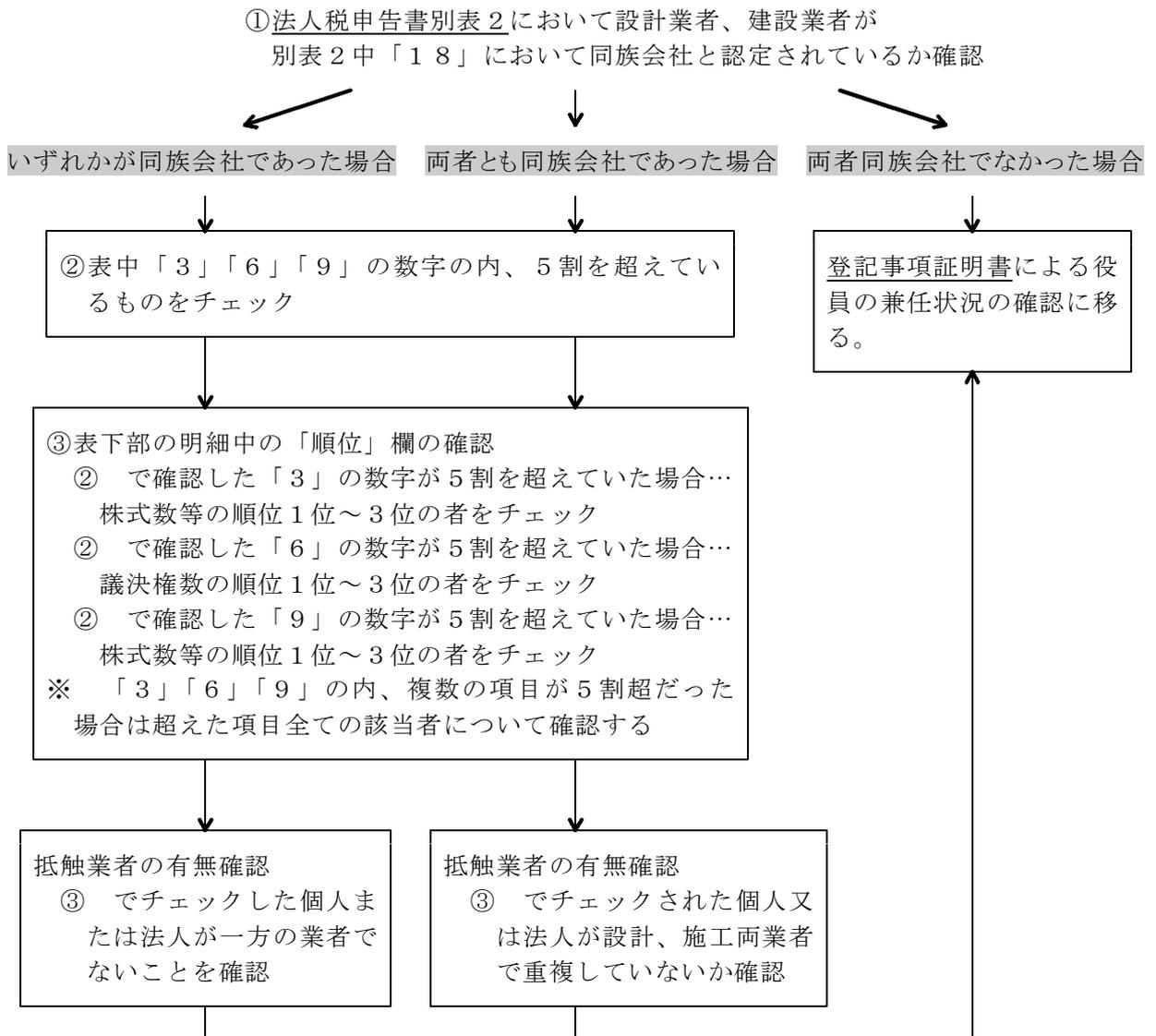
資本面で関連がある業者でないことの確認方法

入札後落札決定した設計業者、施工業者それぞれから法人税申告書別表2「同族関係者等の判定に関する明細書」を提出させ、内容を確認する。

人事面で関連がある業者でないことの確認方法

3ヶ月以内に発行された登記事項証明書（代表者事項証明書でも可）の原本もしくは写しを設計業務、施工業務それぞれの落札業者に提出させ、それぞれの代表役員が兼任関係にないか確認する。

○ 確認事務チャート



同族会社とは、以下の条件のいずれかの該当する業者を指します。

- ・ 会社の上位3株主グループが、その会社の発行済み株式の総数又は出資金額の50%を超える数の株式又は出資の金額を有する場合
- ・ 会社の上位3株主グループが、その会社の議決権につき、その総数の50%を超える数を有する場合
- ・ 会社（合名会社、合資会社又は合同会社に限る）の上位3株主グループが、その社員の総数の半数を超える数を占める場合

※ 確認の結果、当該施工業者が設計業務等の受託者と資本・人事面で関連があることが判明した場合は、当該入札を無効とし、再度入札を実施すること。

なお、建設工事入札参加者全員から法人税申告書等の提出を受け、設計業務等の受託者との資本・人事面で関連がないことを事前に確認し、再度入札を避けることは差し支えない。

